様式第37号

R6.4

各個検針維持管理念書 (集合住宅等用)

　　　　年　　月　　日

愛知中部水道企業団企業長　殿

　申込者（給水装置所有者）

住所：

氏名：

設置場所

この度、集合住宅等の建築にあたり、各個検針の給水装置工事申込をしますが、企業団の定めた給

水装置管理区分（分界点。下記及び右管理分界点図参照）に従い、次に掲げる事項について誓約します。なお、給水装置所有者又は維持管理者を変更する場合についても、この書面の内容を了知させること

を誓約します。

　①　本来私が維持管理すべき公道下から共用止水栓直後の逆止弁（受水槽給水若しくは直結加圧給

　　水又は遠隔指示方式の場合は、親メータ直後の逆止弁）までの部分の給水装置については、所有

　　地内の維持管理上必要な行為について承諾しますので、その維持管理をお願いします。

②　公道に配水管及び付属施設（給水装置部分を除く。）を布設等する場合は、工事完了後に全て

　企業団に無償で移管しますので、その維持管理をお願いします。

③　管理分界点以降で漏水等事故が発生した場合、企業団の指示に従い、自己の責任と自費をもっ

　て速やかに修繕します。なお、企業団が必要と認めた場合は、企業団が修繕することを認めると

　ともに、修繕に要した費用は全額私が負担します。

　　なお、給水装置には該当しない止水栓ボックス、メータボックス等私所有の構造物についても、

　私の責任と費用をもって、維持管理及び破損時等の修繕を行います。

エ

記

給水装置工事設計･施行基準(抜粋）

　　（管　理）

第７条　給水装置の管理の主体責任は所有者又は使用者にあり、善良な管理責任を負う。

２　給水装置の分界点は、次のとおりとする。

　 (1)　管理分界点

ア　宅地内に企業団貸与の水道メータ（以下「メータ」という。）を1個設置する場合 メータユニットの下流側又はメータ直後の逆止弁

ただし、先行引込みを行う場合は、開閉防止型ボール式止水栓又はメータユニットの下流側とする。

イ　直結直圧給水をする集合住宅等で、１給水引込みに複数のメータを設置する必要を認めた場合

共用止水栓（３階直圧給水の場合は、共用止水栓直後の逆止弁）

ウ　水槽その他水道水をためることを目的とした設備（以下「受水槽」という。）を有する集合住宅等で、１給水引込みに複数のメータを設置する必要を認めた場合 親メータ直後の逆止弁

　　　エ　親メータがない直結加圧給水の集合住宅等の場合　　共用止水栓

(2) 給水装置と導水装置との分界点　　受水槽給水口

(3) 水質責任分界点　　給水栓

ただし、受水槽を有するものについては、受水槽給水口とする。

40

管理分界点図

逆止弁

開閉防止型ボール式止水栓

受水槽

（先行引込み）

親メータ

給水申込者管理

企業団管理

管理分界点

民地

公道

官民境界

配水管

ウ

イヤ

（各戸遠隔メータ(私設)の場合を含む）

共用止水栓

直結加圧

（ﾌﾞｰｽﾀﾎﾟﾝﾌﾟ）

逆止弁(付かない場合は親メータ)

共用止水栓

逆止弁

ア

甲止水栓

逆止弁

仕切弁

開閉防止型ボール式止水栓

（屋内へ）

**メータφ３０mm以上の場合**

**ユニット（メータφ２５mm以下）の場合**

（屋内へ）

逆止弁